

江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、平成28年12月21日午前9時30分より市民文化会館2階特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

出席委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 古田みちよ | 2 杉本俊人 |
| 3 齊木勝次 | 4 丹羽昭彦 |
| 5 藤岡和俊 | 6 野呂浩伸 |
| 7 大脇敏彦 | 8 中西孝明 |
| 9 宮地友治 | 10 伊藤十代司 |
| 11 小沢捨雄 | 13 鶴見道秋 |
| 14 稲山久男 | 15 永井弘海 |
| 16 鈴木 孝 | 17 掛布吉根 |
| 18 沢田正隆 | 19 岩井孝之 |

開 会 午前9時30分

会長（古田みちよ）議長席に着き、出席者18名を確認し会議の成立を告げる本日の議事録署名者に5番藤岡委員、18番沢田委員を指名し議事に入る。

議長（会長） あいさつ。

それでは、只今より、農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は18名です。これにより在任委員の過半数の出席を満たしております。従いまして本会議は成立いたします。

日程第1、本日の議事録署名者は、5番藤岡委員、18番沢田委員にお願いします。

続きまして、日程第2、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申出書許可決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

冒頭ではございますが、議案書の差替えをお願いいたします。議案書12ページ受付番号151番でございますが、申請者の都合により取下げられましたので、席に配布させて頂いた151番が欠番となっているものに差替えをお願いいたします。

議案に戻りまして2ページをお願いします。受付番号18番、19番の2件の申請で、受付番号18番は所有権移転の案件、19番については地上権設定の案件でございます。

受付番号18番の申請事由としまして、譲渡人は遠方で耕作困難なため、譲受人が農地を譲り受け一層農業に精進するものです。耕作面積は現在3,437㎡で、323㎡の所有権を移転し、耕作するものです。

受付番号19番の申請事由としまして、貸人は本申請地を自身で営農をしながら借人が農地の有効活用を図り申請地上空を使い太陽光発電設備の設置を継続するものです。耕作者は貸人「XXXXXXXXXX」、設置者は借人の「XXXXXXXXXX」のため、地上権の設定をするものです。

別紙の農地法第3条の許可判断基準にありますとおり、受付番号18番については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えます。受付番号19番については、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、許可できると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、受付番号18番と19番の案件につきましては、事務取扱規程に従いまして、地域農業委員の方に現地調査を実施していただきました。各委員からその状況を発表していただきます。

受付番号18番の案件につきましては、稲山委員、丹羽委員にお願いします。

稲山委員

耕作すべき農地を効率的に耕作していないことから7月に不許可になった案件です。私の営農地が近辺にあるため、状況はよく把握していますが、畑については、果樹や野菜などが植えられており、耕作している姿も見かけますし、葛が生えていた田については、開墾され田の状態に戻っています。このような状況から今後耕作されることを期待しています。

丹羽委員

現地の耕作状況から申請者のやる気を感じました。

議 長

受付番号19番の案件につきましては、岩井委員、永井委員にお願いします。

岩井委員

太陽光発電設備の下部で畑を耕作するというものですが、当然日陰になる部分の影響で作物の収量が少なくなります。申請地は多品目を栽培して努力している姿勢は見られますが、一定以上の収量が求められるため、収量を増やすよう、引き続き努力してもらいたいです。

永井委員

多品目を栽培しており、努力していますが、日照不足の影響で収量不足が見受けられるので、今後は日照不足でも育てられる品種に絞る等して収量を増やしてもらいたいです。

議 長

それでは、今回の案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

大脇委員

受付番号19番について、同時に転用許可申請がされますが、地目は変更になりますか。

事務局

転用許可申請は太陽光発電設備の支柱部分のみで大部分は農地であるため、地目は変わらず農地のままです。

伊藤委員

受付番号19番について、申請者の年齢が高齢ですが、今後耕作放棄地

になってしまった場合に、太陽光発電設備のみで運用はできるのでしょうか。

事務局

申請者の年齢は高齢ですが、実際に一緒に耕作している後継者がいることから引き続き営農型太陽光に取り組むものと考えられます。仮に耕作放棄地になった場合につきましては、設備の撤去ということになります。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申出書許可決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第3、議案第49号「農地法第4条の規定による許可申出書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

4ページをお願いします。受付番号20番から22番までの3件の申請で、すべて太陽光発電設備の設置申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、受付番号20番につきましては、街区に占める宅地の割合が40%以上であるので第3種農地と判断されます。受付番号21番、22番の申請につきましては、第2種農地と判断されます。

また、受付番号に※がございます21番、22番は、8月の農業委員会で農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号21・22番につきましては、申請者は、太陽光発電での電力供給による環境配慮及び社会貢献や、土地の有効活用が図られ将来的な収益が見込めることから、申出地に太陽光発電設備の設置を計画したものです。

土地の選定にあたりましては、申請者は、自己所有地及びその他住所地周辺の土地において太陽光発電設備の設置に適した土地を探した結果、本申請地に設備の設置を計画しました。申請地は、自宅から近いため、日常の管理が容易で、地積・形状・日照条件が共に揃っており、太陽光発電設備を設置するには最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。許可できると判断されます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第49号「農地法第4条の規定による許可申請書許可決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第4、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをお願いします。受付番号131番から12ページ152番までの21件の申請です。

6ページ131番から8ページ140番までは分家住宅の建築です。9ページ141番は店舗の建築及び駐車場の設置です。10ページ142番は資材置場兼駐車場の設置です。143番から11ページ147番までは駐車場の設置です。148番から12ページ150番までは太陽光発電設備の設置です。152番につきましては営農型太陽光発電設備の支柱設置としての一時転用の申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、6ページ受付番号134番については、草井支所から300m以内で

あるので、第3種農地と判断されます。7ページ137番、8ページ139番、10ページ142番、144番、11ページ147番から12ページ150番につきましては、街区に占める宅地の割合が40%以上であるので第3種農地と判断されます。受付番号140番については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断されます。残りの152番を除いた申請につきましては、第2種農地と判断されます。

また、受付番号に※がございます申請につきましては、先の農業委員会で農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

なお、11ページ147番であります。本申請地を駐車場として利用しておりましたので始末書が添付された申請書となっております。

第1種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号140番につきましては、農地法施行規則第33条第4号の規定により「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であれば、転用が認められます。

申請者は、妻と子供2人の4人家族で住所地である丹羽郡大口町の賃貸住宅に住んでおります。子供の成長に伴い、現在の住居では狭隘な為、分家住宅の建築を計画したものです。

土地の選定にあたりましては、申請者には所有する土地はありません。本家での同居も考えましたが跡取りである二男家族が住んでいるため無理があります。そこで、本家所有地及びその他近隣の土地で検討した結果、本申請地を本家である父より借り受けて分家住宅を建築する計画をいたしました。申請地は、本家に近く、生まれ育った環境なので、本家と協力し合え、生活不安の無い最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号131番につきましては、申請者は、現在妻と2人で住所地である赤童子町の賃貸住宅に居住していますが、家財道具が増え将来子供が生まれると、現在の住居では狭隘になるため、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は、本家所有地及び本家周辺の土地において、分家住宅に適した土地を検討した結果、本申請地を本家の父より借り受け、分家住宅の建築を計画しました。申請地は、本家に近く、小学校・保育園も近いため、子供を育てるには良い環境であり、電気・水道・排水施設も整備された立地条件でもあるため、申請者にとって最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号132番につきましては、申請者は、現在妻と子供の3人家族で住所地である岐阜県各務原市の借家に居住していますが、借家を返却しなければならないため、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、本家敷地への建築は、地形が不整形で利用可能なスペースが取れないため、本家周辺の土地において、分家住宅に適した土地を検討した結果、本申請地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。申請地は、本家に近く、申請者にとって生活環境の整った最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号133番につきましては、申請者は、現在妻と2人で住所地である一宮市の賃貸住宅に居住していますが、将来子供が生まれたことを考えると、現在の住居では狭隘な為、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者夫婦には所有する土地は無く、本家所有地及びその他本家周辺の土地において、分家住宅に適した土地を検討した結果、本申請地を本家の父より借り受け、分家住宅の建築を計画しました。申請地は、本家に近く、将来子育ての協力が得られる環境にあり、病院や店舗もあるため、日常生活での支障がありません。また、周囲には集落が建ち、電気・水道の引き込みも容易であることから、住環境及び立地条件共に最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号135番につきましては、申請者は、夫と2人で住所地である小牧市の賃貸住宅に住んでおります。年と共に家財道具も増え、現在の住居では手狭になり、分家住宅の建築を計画したものです。

土地の選定にあたりましては、申請者夫婦には所有する土地はなく、本家敷地には後継者である兄家族が住んでいるため同居はできません。そのため、本家所有地及びその他本家周辺の土地において、分家住宅に適した土地を検討した結果、本申請地を本家の父より借り受け、分家住宅の建築を計画しました。申請地は、本家に近く、日常生活において多大な援助を受けること、親の面倒を看ることに都合の良い場所です。住みなれた場所で、住環境・立地条件ともに最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号136番につきましては、申請者は、現在妻と2人で住所地である一宮市の賃貸住宅に居住していますが、家財道具も増え、現在の住居では狭隘な為、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者夫婦には所有する土地はなく、本家には跡取りである兄が住んでおり同居はできないため、本家所有地及びその他近隣の土地において、分家住宅に適した土地を検討した結果、本申請地を本家の父より譲り受け、分家住宅の建築を計画しました。申請地は、本家に近く、お互いが助け合って暮らしていける位置にあります。日当たりが良く閑静な土地であり、子供の頃から慣れ親しんだ土地でもあるため、申請者にとって最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号138番につきましては、申請者は、現在夫と2人で住所地である村久野町の賃貸住宅に居住していますが、家財道具も増え、かつ資金援助を受ける義父家族と同居予定であるので、現在の住居では狭隘であり、安定した生活基盤を整えるため、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者夫婦には所有土地はなく、本家所有地及びその他近隣の土地において、分家住宅に適した土地を検討した結果、本申請地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

申請地は、本家からも車で通える範囲で何かと支援も受け易く、同居予定の義父が経営する理容室にも近いため、申請者にとって最適地と考えます。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号141番につきましては、申請者は、現在東京都豊島区に本社を構え、コンビニエンスストアを国内に約18,000店舗展開しています。さらなる事業展開に伴い、周辺人口も多く、幹線道路に面した集客が見込める利便施設として申出地を借り受け、店舗の建築及び駐車場の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は店舗建築するための土地で、地積及び立地条件等を検討した結果、今回申請する土地を借り受けてコンビニエンスストアの建築を計画しました。申請地は、幹線道路に面しているため、地域の方の利用がし易い環境にあり、商品の搬入出も容易ですので、立地条件が整っております。また、既存集落が近くにあり、必要駐車台数の確保ができるなど、集客が見込める利便施設として最適地でございます。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号143番につきましては、申請者は、現在住所地である安良町に本社を置き、尿尿収集運搬業を営んでおります。慢性的に駐車場が不足しており、事業に支障が出ているため、駐車場の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は申請目的に叶った土地を探した結果、今回申請する土地を借り受けて、業務車両のための駐車場の設置を計画しました。申請地は本社に隣接しており、土地の利用上及び防犯上最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号145番につきましては、申請者は、現在住所地の安良町に本社を置き、ねじ製造業を営んでいます。現在借りている駐車場を返却しなければならず、駐車場の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は申請目的に叶った土地を探した結果、今回申請する土地を新たに取得し、従業員駐車場の設置を計画しました。申請地は本社工場に近接しており、駐車場としては申し分ない位置にあるため申請者にとって最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号146番につきましては、現在住所地に本社を置き、昭和22

年の創業より燃料販売業を営んでおります。社員の増員に伴い駐車場敷地が不足したため、駐車場の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は営業所の近くにおいて土地を探した結果、今回申請する土地を借り受けて、従業員駐車場の設置を計画しました。申請地は営業所に近く、土地の利用上及び防犯上最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。許可できると判断されます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

藤岡委員

受付番号141番について、農業振興地域整備計画変更時から申請者の社名が変更しているようですが、経営統合したことが理由でしょうか。

事務局

藤岡委員のご指摘のとおり、経営統合して今回の申請者に事業継承されていることから社名変更しています。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第50号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第5、議案第51号「農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

14ページをお願いします。2件の案件でございます。

権利の集積として貸し手と借り手が農地中間管理機構である公益財団法人愛知県農業振興基金を通じて農地の貸し借りをを行うものであります。

整理番号3番は、 さんが公益財団法人愛知県農業振興基金に村久野町の畑4筆合計2, 108㎡を貸して、整理番号4番は、 さんが公益財団法人愛知県農業振興基金に小杣町の畑843㎡を貸して、それぞれから借り受けた農地を公益財団法人愛知県農業振興基金が転貸するものです。

この申請の契約期間につきましては平成39年2月23日となっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、議題第51号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第6、議題第52号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見決定について」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

11ページをお願いします。2件の案件でございます。権利の配分として貸し手と借り手が農地中間管理機構である公益財団法人愛知県農業振興基金を通じて農地の貸し借りをを行うものであります。

整理番号3番は、公益財団法人愛知県農業振興基金が さんに村久野町の畑4筆合計2, 108㎡を転貸する、整理番号4番も、公益財団法人愛知県農業振興基金が さんに小杣町の畑843㎡を転貸するものです。この申請の契約期間につきましては平成39年2月23日となっております。

ます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

杉本委員

■■■■で農業に従事している従業員数を教えて下さい。

事務局

社員が2名、パート1名がいるということを聞いています。

杉本委員

申請地に対する営農計画書のような書類はありますか。

事務局

営農計画書のような書類はありませんが、借受申込書に栽培する作物名や希望する土地の条件等の情報を記入してもらいます。■■■■は江南市全域で田畑を探している内容でしたので、耕作放棄地を除く貸出希望農地全てを紹介したところ、今回の5筆を借りたいという意向でした。

議 長

他にご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第52号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第7、「諸般の報告」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

18ページ①でございます。受付番号80番から20ページ89番までの10件の届出です。全ての届出につきまして、権利の種類は所有権で、権利を取得した事由としまして相続でございます。

21ページ②でございます。受付番号17番の届出でございます。転用計画としまして共同住宅を1棟建築するものです。

22ページ③でございます。受付番号63番から24ページ71番までの9件の届出です。受付番号63番・64番、23ページ67番、24ページ69番・70番については、所有権を移転し住宅を建築する。22ページ65番については、所有権を移転し駐車場として利用するもの。23ページ66番については、所有権を移転し宅地として分譲するもの。23ページ68番、24ページ71番については、使用貸借権で住宅を建築するものです。

25ページ④でございます。受付番号26番の1件です。願い出土地の高屋町に居宅・物置・車庫が現在あり、現況が農地以外であることを証明するものであります。

26ページ⑤でございます。受付番号2番の1件でございます。赤童子町の畑218㎡を平成28年10月に受理を受け転用する予定でありましたが、願出者の都合により受理の取消を行ったものです。

27ページ⑥でございます。携帯電話無線基地局を設置するため、小折町の畑1,114㎡の内10㎡を賃借するものです。

内容は議案書記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局先決により受理いたしました。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

無いようですので、続きまして、日程第8、「その他」に移ります。事務局何かありますか。

事務局

まず、平成28年度尾張北部地域農業講演会についてです。お手元に案内文を配布しましたので、御目通しください。当日は、直接会場となっている大口町民会館へお越しいただくことになっておりますので、宜しくお願いたします。なお、出席人数把握のため、当日ご都合の悪い方は事務局までお申し出ください。

最後に、次回の予定は、平成29年1月24日（火）午後1時30分から場所は市民文化会館 特別会議室でございます。以上です。